平成２５年（フ）第２５１号
奈良県葛城市北花内488番地27
債務者　久保伊津子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
奈良県大和高田市大字市場503番地11
債務者　森　　康雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
鳥取県鳥取市上味野355番地の１
債務者　大谷　美穂
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６１号
鳥取県鳥取市覚寺398番地、旧住所鳥取県鳥取市大杙47番地２　みろく荘え号
債務者　田村美智恵
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
鳥取県倉吉市八幡町3309番地４、住民票上の住所鳥取県倉吉市関金町堀2670番地２
債務者　宇田川明雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第５６９号
広島県廿日市市峰高１丁目４番８号
債務者　三井　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
愛媛県西条市桑村356番地１、前住所愛媛県西条市飯岡585番地13
債務者　久保　房忠
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２６号
愛媛県四国中央市中曽根町2502番地２　シャーメゾン・ユイナＢ棟105号、前住所愛媛県四国中央市豊岡町大町2540番地14
債務者　河村　一聖
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１３０号
愛媛県四国中央市下柏町74番地１　ロイヤルマンション柏２―602号
債務者　鈴木　健治
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６７号
愛媛県今治市衣干町２丁目１番28号　衣干ハイランド303号、前住所愛媛県今治市拝志７番40号、前々住所愛媛県今治市別宮町６丁目４番44号
債務者　世良　研二
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３５５号
高知市一宮中町３丁目９番38号　ハイツあゆみ303
債務者　矢野　龍彦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４１号
福岡県久留米市合川町1012番地１　グリーンヒルＣ棟202号
債務者　中島　辰夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９０号
秋田市東通１丁目８番18号　セシーズ秋田305号、前住所秋田県男鹿市北浦湯本字草木原１番地７
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８号
秋田市寺内字三千刈335番地２　ラフィーネ寺内102号
債務者　渡辺　麻美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
山梨県都留市境91番地２
債務者　畑岡　忠信
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
長野県諏訪市大字中洲2797番地９
債務者　下田　悠馬
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１００８号
大阪府河内長野市小山田町451番地の157―１―508号
債務者　渡邉　由美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係